

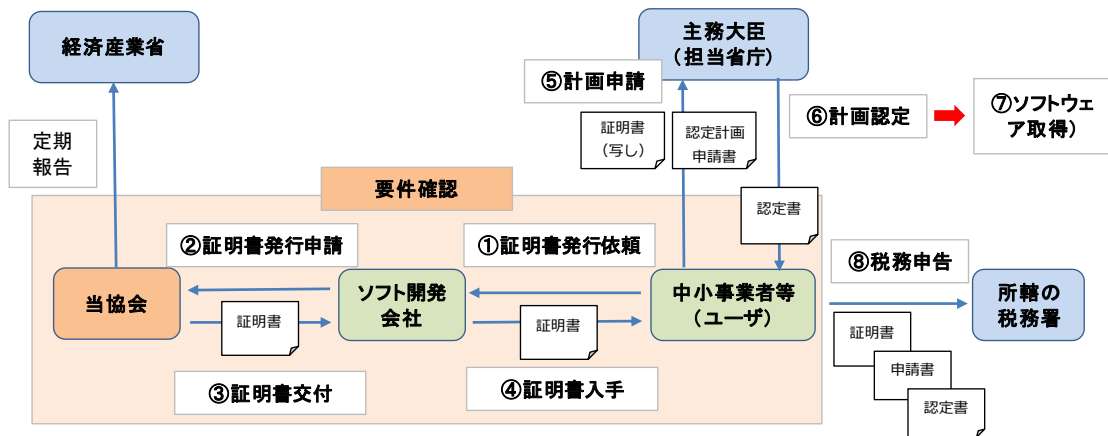
生産性向上設備投資促進税制及び中小企業投資促進税制上乗せ措置に係る証明書発行からの変更点

一般社団法人情報サービス産業協会

1. 税務申告プロセスの変更

生産性向上設備投資促進税制及び中小企業投資促進税制上乗せ措置（以下、生産性税制等）の場合と異なり、中小企業経営強化税制の適用を受ける場合の税務申告時には、当協会が交付する証明書（原本）と担当省庁（※）が交付する経営力向上計画の認定書が税務申告書のほかに必要となります。

下図のとおり、**経営力向上計画の申請に必要な書類には、当協会が交付する証明書の写しが含まれます**から、生産性税制等の適用を受ける税務申告の場合よりも時間に余裕をもって証明書の申請を行っていただく必要があります。



(※) 経営力向上計画の申請先の省庁は中小企業者等（貴社の顧客）が営む事業分野により異なります。中小企業庁発行「経営力向上計画策定・活用の手引き」をご確認ください。

2. 証明書様式の変更

証明書の様式が「産業競争力強化法の生産性向上設備等のうち先端設備に係る仕様等証明書」から「**中小企業等経営強化法の経営力向上設備等に係る仕様等証明書**」に変更されています。中小企業経営強化税制の適用を受ける場合の税務申告時には、「**中小企業等経営強化法の経営力向上設備等に係る仕様等証明書**」を添付することになりますから、申請書類を間違えないようご注意ください。

3. 最新モデル要件の廃止

中小企業等経営強化法の経営力向上設備等に係る仕様等証明書では、最新モデル（メジャーバージョンが最新のもの）であるかどうかは問われません。ソフトウェアの場合は、従前どおり、5年以内に販売が開始されたものが対象となります。したがって、5年以内に販売が開始された複数のバージョンが対象となるといえます。

4. 単品価格要件の廃止

最低取得価額	生産性税制等	中小企業経営強化税制
一式	70万円以上	70万円以上
単品	30万円以上	

(注) 租税特別措置法施行令第5条の6の3第2項において「ソフトウェアにあっては、一のソフトウェアの取得価額は70万円以上のものとする」と定められている。価格ではなく取得価額(資産として計上する金額)であることに注意。

5. 型式確認方式の導入 **4月21日サイトオープン予定**

「産業競争力強化法の生産性向上設備等のうち先端設備に係る仕様等証明書」では、1つのソフトウェアについて複数枚が必要な場合であっても、1枚単位で申請することが必要でした。

しかし、上記1のとおり、経営力向上計画の申請に証明書が必要であることから、「型式確認方式」の導入が認められました。「型式確認方式」とは、所定の手続きに基づいて、当協会が申請者に一定枚数の証明書を一括して交付する新たな証明書発行プロセスです。

これにより、大量に証明書を取得する必要がある申請者にとっては、一枚単位の申請の煩雑さが解消され、顧客にスピーディーに証明書を発行ができます。

当協会では、従来より独自に事前登録制度を設けて、事前に機能等の要件を充足していると確認できたソフトウェアには、以後の要件確認を省略する措置を講じて迅速な発行に努めてきたところです。今般認められた「型式確認方式」も導入して、申請者の証明書に係る事務負担の軽減を図ることとします。

したがって、申請者には、通常の申請、事前登録による申請、型式確認方式による申請の3つの選択肢を用意することになります。

《型式確認方式》

対象：当協会より事前登録番号が通知されたソフトウェア

内容：当協会は申請者の依頼に基づき下表の枚数を一括して交付。

本方式では事前登録番号単位でシリアル番号を付した証明書を交付。

申請者は四半期毎に発行実績を当協会に報告 (シリアル番号毎に発行先を記載)。詳細は別途案内予定。

シリアル番号付証明書の有効期限は交付年の12月末日。

申請者の手元に残った証明書は当協会が交付年の翌年初に回収。

枚数と手数料： (送料及び消費税込)

	会員	非会員	割引率
30枚	29,400円	88,200円	2%引
50枚	48,000円	144,000円	4%引
100枚	93,000円	279,000円	7%引

(注) 会員とは、当協会正会員・賛助会員をいいます。

証明書1通当たりの手数料(会員千円・非会員3千円)、事前登録料(会員無料・非会員1万円)の変更はありません。

留意点：

- ・申請者の手元に残ったシリアル番号付証明書の手数料は返戻しません。
- ・型式確認方式では、証明書の**手元管理が重要**です。シリアル番号付証明書を紛失した場合はその事実も報告いただきます。

利用方法：型式確認方式による証明書の一括交付申請サイトを開設予定。